

魚沼地区障害福祉組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例

平成26年12月25日
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の理由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の理由)

第2条 法第27条第2項に規定する職員を休職にすることができる場合は、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職をする場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その理由を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められる場合においては、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分及び職を保有するが、職務に従事しない。

5 休職者は、休職の期間中、条例に特別の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(懲戒の手續)

第5条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その理由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第6条 減給は、6月以下の期間につき、給料の月額^の10分の1に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第7条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第8条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、失職しないものとするができる。

2 前項の規定により失職しなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その日においてその職を失う。

(準用)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、魚沼市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則(平成16年魚沼市規則第32号)、魚沼市職員の懲戒処分に関する指針(平成18年魚沼市訓令第30号)及び魚沼市職員の懲戒処分等の公表基準(平成18年魚沼市訓令第33号)を準用し定めるものとする。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「所属長」とあるのは「園長」と、「所属職員」とあるのは「職員」と、「市議会議長」とあるのは「組合議会議長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。